

米子市地域包括支援センターの包括的支援事業 の実施に関する基準を定める条例の一部改正 及び今後の運用方針について（案）

米子市福祉保健部 長寿社会課

改正の経過・概要

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

▶ 介護保険法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）

この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、市町村は介護保険法115条の46第5項に規定する条例を制定施行

介護保険法115条の46
第5項に規定する条例

米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成26年12月17日条例第32号) → 令和6年米子市議会12月定例会において条例を一部改正

主な改正 の内容

- 1 センターの職員の員数について、運営協議会で必要と認める場合は、**常勤換算方法の適用**を可能とする
- 2 「保健師に準ずる者」の要件及び「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件の変更
- 3 第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満圏域について、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認める場合、**複数圏域の第1号被保険者数を合算して3職種を配置**することを可能とする
- 4 「保健師に準ずる者」の要件についての経過措置の設定

「保健師に準ずる者」の要件及び「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件の変更

(米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例)

○保健師に準ずる者の改正の詳細（第4条第1項第1号）

改正後	改正前
ア 保健師 イ 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)であって、<u>高齢者の公衆衛生に関する業務の経験を1年以上有する者</u>	ア 保健師 イ 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)

○主任介護支援専門員に準ずる者の改正の詳細（第4条第1項第3号）

改正後	改正前
ア 主任介護支援専門員(主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。<u>ウにおいて同じ。</u>) イ 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務の経験を有し、かつ、介護支援専門員からの相談への対応、介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有していると市長が認めるもの <u>ウ 地域包括支援センターの設置者が策定する育成計画(主任介護支援専門員研修の受講の予定日その他の規則で定める事項を記載した計画をいう。次条において同じ。)に基づき、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言の下、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者</u>	ア 主任介護支援専門員(主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) イ 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務の経験を有し、かつ、介護支援専門員からの相談への対応、介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有していると市長が認めるもの [新設]

地域包括支援センターの設置者が策定する育成計画

(米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例施行規則)

○育成計画の基本事項

改正後	改正前
第2条 条例第4条第1項第3号ウの規則で定める事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 主任介護支援専門員研修の受講の予定日</u> <u>(2) 助言を行う主任介護支援専門員(以下この号及び次号において「助言担当者」という。)の氏名(助言担当者が従事する地域包括支援センターと条例第4条第1項第3号ウに掲げる者が従事する地域包括支援センターとが異なる場合には、当該助言担当者の氏名並びに当該助言担当者が従事する地域包括支援センターの名称及び所在地)</u> <u>(3) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識及び技術を習得するための支援等の内容</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括支援センターの設置者が必要と認める事項</u>	[新設]

本市における運用方針（案）

「地域包括支援センター運営協議会が認める場合」について

基本的な考え方

○本市では平成18年度のセンター設置以来、運営法人の協力を得ながら、質の高いサービス提供を目指し、市内すべてのセンターの三職種配置を継続してきた

○柔軟配置や常勤換算方法の適用については、**人員基準を満たさないセンターのみならず、人員が充実したセンターや、標準的な基準のセンター全てが連携して（又は市域のバランスも考慮して）判断していくべきもの**

- ▶柔軟配置や常勤換算方法の適用にあたっては、質の担保や適切な運営に向けた一定の条件を設定する
- ▶適用の可否については、センターの事業の実施状況の評価・見直し等と併せて定期的に判断する

方針

引き続き常勤職員の配置及び圏域単位の三職種の配置を原則とし、職員の欠員が継続し、確保が困難である場合に特例的に適用する。

○特例の適用は原則当年度限りとし、次年度も継続して特例の適用が必要な場合は、当年度の夏頃に市が法人に対して実施する意向調査において個別に協議申入れを行い、以後直近で開催される地域包括支援センター運営協議会で承認を得る。

○特例の適用期間中は、市は該当の法人に対し、常勤職員の確保等に向けた活動状況の報告を求める。